

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年 2 月 24 日 (金曜日)

定期第 387 号

目次	ページ	神奈川県監査事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程 (監査・総務課)	102
○告示		○選挙管理委員会告示	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	101	公職選挙法による指定施設の指定取消しの報告	102
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	101	○公告	
		土地改良区設立認可申請の審査結果 (環境農政・農地課)	102
		土地改良事業共同施行の審査結果 (環境農政・農地課)	102
		開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	102
○監査委員告示			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第58号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 5 年 2 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
菅生ケ丘 1	川崎市宮前区菅生ケ丘及び菅生 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	菅生ケ丘 1	川崎市宮前区菅生ケ丘及び菅生 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長尾 2 丁目 1	川崎市多摩区長尾 2 丁目及び宿河原 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長尾 2 丁目 1	川崎市多摩区長尾 2 丁目及び宿河原 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上麻生 5 丁目 2	川崎市麻生区上麻生 5 丁目、上麻生 4 丁目及び王禅寺西 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上麻生 5 丁目 2	川崎市麻生区上麻生 5 丁目、上麻生 4 丁目及び王禅寺西 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第59号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 5 年 2 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三八〇円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三三〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
菅生ケ丘 1	川崎市宮前区菅生ケ丘及び菅生三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	菅生ケ丘 1	川崎市宮前区菅生ケ丘及び菅生三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長尾 2 丁目 1	川崎市多摩区长尾二丁目及び宿河原二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長尾 2 丁目 1	川崎市多摩区长尾二丁目及び宿河原二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上麻生 5 丁目 2	川崎市麻生区上麻生五丁目、上麻生四丁目及び王禪寺西六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上麻生 5 丁目 2	川崎市麻生区上麻生五丁目、上麻生四丁目及び王禪寺西六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。〕

監 査 委 員 告 示

神奈川県監査委員告示第 1 号

神奈川県監査事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 吉 川 知 恵 子
 同 中 家 華 江
 同 堀 江 則 之
 同 小 島 健 一

神奈川県監査事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

神奈川県監査事務局の組織及び運営に関する規程（昭和39年神奈川県監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、第 6 条第 1 項」を削る。

第 8 条中「、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項」を「及び第 6 条第 1 項」に、「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

別表第 3 総務課長専決事項の項 6 中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

神奈川県選挙管理委員会告示第 26 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定により指定した次の施設の指定を取り消した旨、伊勢原市選挙管理委員会から報告があった。

令和 5 年 2 月 24 日

神奈川県選挙管理委員会
 委員長 保 阪 努

施設の名称	所 在 地	指定取消年月日
善波児童館	伊勢原市善波 738	令和 5 年 2 月 9 日

公 告

中井町諏訪地区土地改良区設立の認可申請があり、土地改良法第 8 条第 1 項の規定により審査し、適当と決定しました。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 2 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 中井町諏訪地区土地改良区の土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧の期間

令和 5 年 2 月 25 日から同年 3 月 16 日まで

3 縦覧の場所

中井町役場

三浦市三崎町六合中尾土地改良事業共同施行認可の申請があり、土地改良法第 95 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により審査し、適当と決定しました。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和 5 年 2 月 24 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 縦覧に供する書類の名称

三浦市三崎町六合中尾土地改良事業共同の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 5 年 2 月 27 日から同年 3 月 27 日まで

3 縦覧の場所

三浦市役所

都市計画法第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 5 年 2 月 24 日

神奈川県平塚土木事務所長 藤 崎 伸 二 郎

開発区域に含まれる地域の名称	中郡大磯町西小磯字西柳原 219
----------------	------------------

開発区域の面積	667.56平方メートル
開発許可を受けた者の住所	中郡大磯町高麗 2 - 6 の 32 2 階
開発許可を受けた者の氏名	株式会社相湘建設 代表取締役 吉川 稔
開発許可年月日及び許可番号	令和 4 年 11 月 14 日 神奈川県指令平土第 610066 号